

## 令和3年第1回江差町議会定例会資料

資料1：感染症対策等の学校教育活動継続支援事業【議案第1号関係】	…P 1
資料2：農業経営次期作支援給付金事業の概要【議案第1号関係】	…P 2
資料3：漁業者経営持続化安定対策事業の概要【議案第1号関係】	…P 3
資料4：江差町港湾センター倉庫軒先撤去・補修工事【議案第15号関係】	…P 4
資料5：子どもの未来応援事業（学習支援）【議案第6号関係】	…P 5
資料6：北部農地基盤整備事業の概要【議案第6号関係】	…P 6
資料7：道営土地改良事業の進捗状況（水利施設等保全高度化事業：泊地区） 【議案第6号関係】	…P 7
資料8：森林環境譲与税を活用した新たな森林づくりに関する施策【議案第6号関係】	…P 8
資料9：前浜漁業の生産性の向上に関する主な施策一覧【議案第6号関係】	…P 9
資料10：おためし地域おこし協力隊事業の概要【議案第6号関係】	…P 10
資料11：持続可能な商店街づくり事業の概要【議案第6号関係】	…P 11
資料12：地域産品営業プロモーション推進事業の概要【議案第6号関係】	…P 12
資料13：江差1号井温泉用水中モーターポンプ分解点検の概要【議案第6号関係】	…P 13
資料14：道路整備（2路線）の概要【議案第6号関係】	…P 14
資料15：「江差4号枝線污水管渠新設工事」及び「ダム系高区配水管老朽管更新工 事」並びに「町道円山団地3号通り道路改良工事」【議案第6号・第10 号・第14号関係】	…P 15
資料16：江差町管内橋梁長寿命化の概要【議案第6号関係】	…P 16
資料17：小型ロータリー排雪機等整備【議案第6号関係】	…P 17
資料18：普通河川豊部内川浚渫工事【議案第6号関係】	…P 18
資料19：町営住宅陣屋団地防火設備改修工事概要【議案第6号関係】	…P 19
資料20：町営住宅長寿命化対策（南が丘第4団地外壁他屋根改修工事）概要 【議案第6号関係】	…P 20
資料21：町営住宅南が丘第2及び第4団地シロアリ駆除業務概要【議案第6号関係】	…P 21
資料22：災害備蓄品整備事業の概要【議案第6号関係】	…P 22
資料23：防災ハザードマップ等作成事業の概要【議案第6号関係】	…P 23
資料24：江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託資料【議案第10号関係】	…P 24
資料25：重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例新旧対照表 【議案第18号関係】	…P 25
資料26：江差町介護保険条例新旧対照表【議案第19号関係】	…P 26
資料27：江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例新旧対照表【議案第20号関係】	…P 29



## 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業

## 1 事業目的・概要

感染症リスクを最小限にしながら円滑に教育活動を継続するため、学校長の判断で迅速かつ柔軟に実施できるよう、感染症対策や教職員の資質向上、学習保障の活動に使用する消耗品や備品等を整備する。

## 2 事業費 4,529 千円（小学校費：2,729 千円、中学校費：1,800 千円）

## 3 事業費等内訳

(金額単位：千円)

品 目	小学校費		中学校費		合 計		備 考
	数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額	
暖房器具	7	807	3	69	10	876	感染症対策
暖房器具フェンス	7	105			7	105	
加湿器	19	1,188	7	616	26	1,804	
非接触型体温計	1	20			1	20	
消毒液等	27	229			27	229	
パーテーション			9	108	9	108	
教師用参考図書	6	15	11	25	17	40	資質向上
握力計等教具	3	39			3	39	学習保障
プリンター	1	20			1	20	
ワイヤレスアンペアセット	1	306			1	306	
メモ台・車輪付きイス			20	319	20	319	
折り畳み式・車輪付き机			20	454	20	454	
ビデオカメラ・三脚等			2	209	2	209	
合 計		2,729		1,800		4,529	

## 4 補助事業名

学校保健特別対策費事業費補助金（感染症対策等の学校教育活動継続支援事業）

補助率：2分の1

1校当たりの補助上限額：400千円

## 農業経営次期作支援給付金事業の概要

&lt;産業振興課&gt;

## ◇事業の趣旨

コロナ渦のなか、来年度以降の米価や農産物全体の需要の停滞が見込まれるなど、今後の農業経営に不安を抱いている農業者に対し、臨時特別支援金を給付し、次期の作付けに向けて耕作を担っていただくことを目的とする。

## ◇対象要件

## &lt;共通事項&gt;

- 江差町内に法人及び個人の住所を有し、且つ、令和2年4月1日以前から江差町内において生産活動を行っている農業者であること。
- 農作物を作付けし、出荷・販売を行っている農業者であること。
- 前年度の農産物の販売金額が50万円以上であること。

## &lt;個別事項&gt;

- 1 農業法人(農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であり、その法人の主たる事業が農業であること。)
- 2 江差町地域農業再生協議会が推進する「水田フル活用ビジョン」の取組を行っている農業者
- 3 上記以外で、農地で農業経営を行っている農業者

## &lt;その他の要件&gt;

- ・ 申請者は、原則として1世帯に1人とする。
- ・ 今後1年以上、農業経営を継続することを確約すること。
- ・ 複数の要件が該当となった場合は、給付金の額の多いほうを優先する。

## ◇予算措置等

(単位:千円)

区分	対象者	給付金	計
農業法人	3	100	300
江差町地域農業再生協議会が推進する「水田フル活用ビジョン」の取組を行っている農業者	76	100	7,600
上記以外の農業者	30	30	900
調整枠			300
計	109		9,100

&lt;参考 “既存事業の運用の見直しによる農業者支援”&gt;

## 事業名:産地生産力強化総合支援事業

区 分	変 更 内 容
アスパラ等栽培施設整備事業補助金	設置移設費用・改修費用の1/3以内⇒1/2以内
土づくり支援事業補助金	土壌改良剤購入費用の1/2以内⇒2/3以内
産地育成推進事業補助金	ブロッコリー種苗購入費用の1/5以内⇒2/5以内 イチゴ種苗購入費用の1/5以内⇒2/5以内 すずあかね限定⇒品種限定しない

# 漁業者経営維持化安定対策事業の概要

< 産業振興課 >

## ◇事業の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、水産物や加工品の価格の低下、在庫の滞留等、厳しい経営環境にある漁業者に対し、事業継続の後押しや、経済活動の下支えを図ることを目的に緊急支援を行うものである。

## ◇対象者

江差町内に住所を有する、ひやま漁業協同組合江差支所に所属する正組合員を対象とする。

## ◇支援内容

上記対象者1人あたり50,000円を支給する。  
(※令和2年第2回臨時会及び第3回定例会にて可決した「漁業者経営維持化安定対策事業」をもとに支援。)

## ◇事業費 3,450千円

< 積算根拠:50,000円×69名 >

## ひやま漁協江差支所水揚状況 (R2年度, 4~12月) :

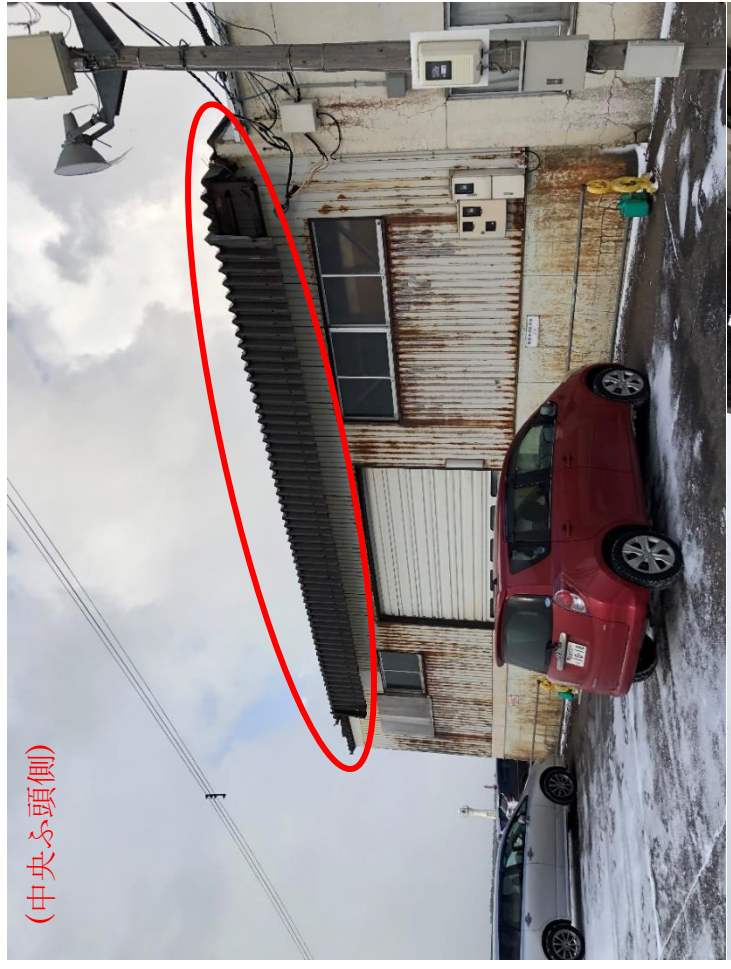
年度	R2(4月~12月)			R1(4月~12月)			R2/R1同期対比				
	数量 (トン)	金額 (千円)	単価(円) (1キロ当たり)	数量 (トン)	金額 (千円)	単価(円) (1キロ当たり)	数量 (トン)	金額 (千円)	単価(円) (1キロ当たり)		
いか	67.6	45,322	671	132.2	91,941	695	-64.7	51%	-46,619	49%	-25
ます	11.8	7,644	649	19.0	13,425	706	-7.2	62%	-5,781	57%	-57
やりいか	0.1	234	1,599	0.2	333	1,595	-0.1	70%	-99	70%	4
ひらめ	21.7	16,737	770	19.5	20,293	1,039	+2.2	111%	-3,556	82%	-269
たこ	53.6	27,303	510	51.0	28,528	559	+2.6	105%	-1,225	96%	-50
さけ	106.5	71,824	674	27.1	12,577	463	+79.4	393%	+59,247	571%	211
なまこ	10.1	57,405	5,703	13.7	101,641	7,445	-3.6	74%	-44,236	56%	-1,742
うに	21.8	20,007	916	27.5	36,433	1,323	-5.7	79%	-16,427	55%	-406
紅ズワイ	269.2	92,662	344	475.4	169,662	357	-206.2	57%	-77,000	55%	-13
その他魚種	73.5	13,324	181	99.7	27,872	280	-26.2	74%	-14,548	48%	-98
総合計	636.0	352,460	554	865.4	502,705	581	-229.4	73%	-150,245	70%	-27

(出典：ひやま漁協調べ)





江差町港湾センター倉庫軒先撤去・補修工事



【事業概要】 (軒先撤去工事) ・ 仮設工事 ・ 鉄骨取壊し工事 ・ 屋根トタン押え補強工事  
 (軒先補修工事) ・ 軒先板金補修工事

【事業費】 2,908千円

## 子どもの未来応援事業（学習支援）

## 目 的

生活困窮世帯等に対して、小中学校に通う児童・生徒の学習塾等利用に係る経費の一部を助成し、子育て世帯の負担を軽減するとともに、児童・生徒の学力向上を図ることで、将来の貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。

## 対 象

当該年度中に町教育委員会で要保護、準要保護の認定を受けた児童・生徒に対し、学習塾や通信教育教材にかかる費用を助成する。

## 助成金額

児童・生徒1人につき、月額10,000円を上限とする。

## 事業費

小学生19人×10,000円×12か月＝2,280千円

中学生17人×10,000円×12か月＝2,040千円

計 4,320千円

※人数は、令和2年度の要保護及び準要保護家庭の児童生徒数の5割を想定。

## 助成方法

町内の学習塾に対しては、町から直接授業料を支払い。授業料が上限を超えた分は、保護者が学習塾に支払いする。

通信教育は、領収書、振込依頼書等により支払い金額を確認して、月額10,000円の範囲内で口座振込により保護者に助成する。



# 北部農地整備事業の概要（農業競争力強化農地整備事業：水堀地区）

## 事業の概要

### ○目的

本地域は、水稻を基幹作物とし豆類の転作作物のほか、馬鈴薯やアスパラガス・ブロッコリー等の野菜類の作付を行っている。

昭和50年代から道営ほ場整備事業、かんがい排水事業により、用排水路の整備と3反区画を標準とした一次整備が行われた。しかし、一次整備で鋼板で整備された用水路は、漏水により用水の安定供給が困難な状況となっている。排水路についても、切深不足により暗渠排水の落ち口が確保されず地域の排水機能障害の要因となっている。また、一次整備のままの狭小な区画が作業効率を妨げている。

本地域は、基盤整備を契機に、用水路のパイプライン化や水田の大区画化及び担い手への農地集積を図ることで、作業効率及び生産コストの削減を目指すとともに、余剰労働力で江差町の振興作物である馬鈴薯やアスパラガス・ブロッコリー等の高収益作物の作付面積を増加させることで産地の収益力の向上を図る。

### ○概要

・事業名：農業競争力強化農地整備事業

みずほり

・地区名：水堀地区

・事業実施主体：北海道

・事業工期：令和3年度～令和11年度

・受益面積：120.4ha

・総事業費：2,570百万円

・国費：1,414百万円 (55%)

・道費：835百万円 (32.5%)

・受益者：321百万円 (12.5%)

・主要工事：区画整理 87.8ha

用排水路 17,895m

### ○令和3年度当初要求額

・事業費：150,000千円 (測量・実施設計)

・国費：82,500千円

・道費：48,750千円

・受益者：18,750千円

うち (農業者)：5,047千円

(町費)：13,703千円

大区画化や排水改良等の農地や農業水利施設を機動的かつ効率的に整備するとともに、担い手に農地を集積することによって大型機械による作業効率の向上や生産性の向上を図り、生産効率の高い競争力のある農業経営の確立を目指す。

## 基盤整備事業の実施



農地の大区画化・汎用化を契機に農地集積を促進する

用排水路の改修を行い、かんがい被害を解消し、安定的な作物生産を図り、水管理労力の節減を図る

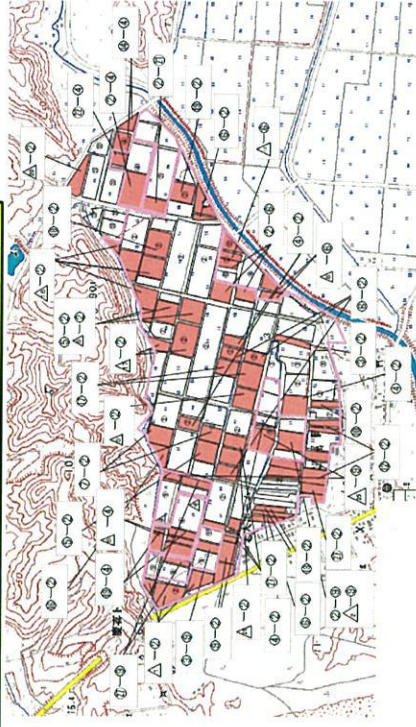
老朽化した用水路



切深不足の排水路



## 担い手への農地集積の促進



集積箇所

集積率 現況 61.2%

完了 91.9%

## 地域での取組

<密播中苗による育苗、移植作業の低減>

**概要 Abstract**

高密度に集積した中苗マット苗（密播中苗）は、移植後の生育や苗質が慣行の中苗と同等で、必要苗数を30%以上削減できる。

**成果 Results**

箱あたり播種量を2倍（400mL/箱）  
+ 機物成長調整剤（ワニコソノール）  
+ 育苗施肥2倍（4gN/箱）  
育苗日数は30～35日です。そして、田植え時にかきとり量を減らします。

**密播中苗**

慣行中苗

右：200mL/箱を播種

28箱/10a (28箱/10a)

左：400mL/箱を播種

苗箱数18箱/10aに、約2/3へ削減です。

2/3へ

新函館農協では、「函館そだち ふっくりんこ」として生産拡大、販路拡大を進めている。  
江差町でとれるお米を「江差追分米」として江差町のアンテナショップでの販売もされている。



【江差追分米】  
北海道の大地で育った  
100%江差産にこだわったお米です。



# 道営土地改良事業の進捗状況（水利施設等保全高度化事業：泊地区）

## 事業の概要

### ○目的

中央排水路は、道営ほ場整備事業江差地区（S62完了）により造成された受益面積約127haと地域の幹線的な排水路であるが、一部の区間において軟弱地盤（泥炭土）の影響で鋼矢板護岸が著しく傾倒し、排水断面が確保されておらず、鋼矢板についても腐食が進んでいる。

農業競争力強化農地整備事業と合わせて整備するとすると、当該朝日地区は令和12年度からの着手となり、それまでの間排水としての機能を維持できないことから当該事業として実施する。

### ○概要

- ・事業名：水利施設等保全高度化事業
- ・地区名：泊地区
- ・事業実施主体：北海道
- ・事業工期：令和3年度～令和6年度
- ・受益面積：127ha
- ・総事業費：70百万円
- ・負担率
  - 国費：35.0百万円（50%）
  - 道費：21.7百万円（31%）
  - 受益者：13.3百万円（19%）
- ・主要工事：排水路 297m
- 令和2年度予算
  - ・計画樹立業務費：5,000千円
  - 北海道
    - 受益者（町）：2,500千円（50%）
- 令和3年度当初要求額
  - ・事業費：10,000千円（測量・実施設計）
  - 国費：5,000千円
  - 道費：3,100千円
  - 受益者：1,900千円

排水路の機能回復を図り、農地の湿害解消と農業生産の維持及び農業経営の安定化を目指す。

## 現状

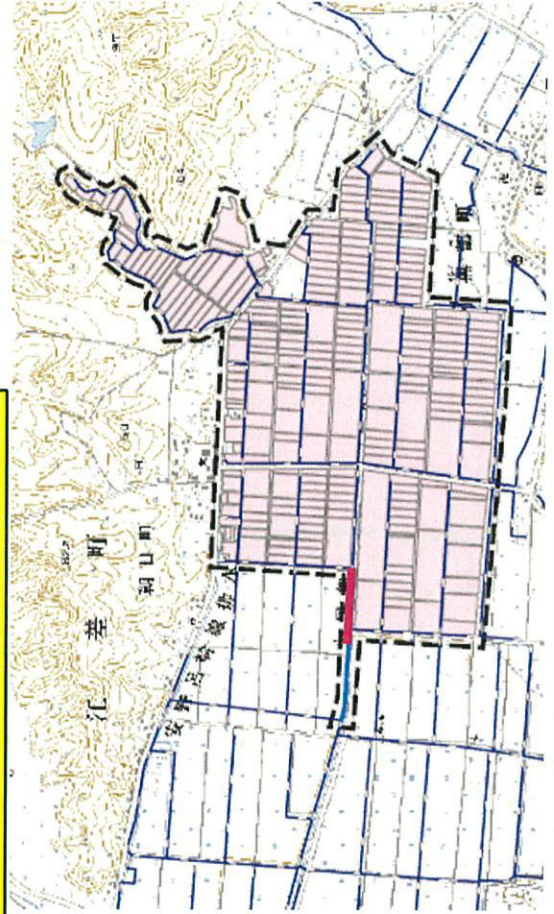
腐食している鋼矢板



護岸傾倒により排水断面が確保できていない



## 中央排水路及び受益地



### 凡例

- 排水路（工事区間）
- 既設排水路
- 受益地
- 地区界



# 森林環境譲与税を活用した新たな森林づくりに関する施策

<産業振興課>

◇はじめに

平成31年度の税制改正において、新たな森林管理制度の施行とあわせ創設された森林環境税及び森林環境譲与税を活用し、森林の有する多面的な機能が充分に発揮されるよう各種の事業を展開する。

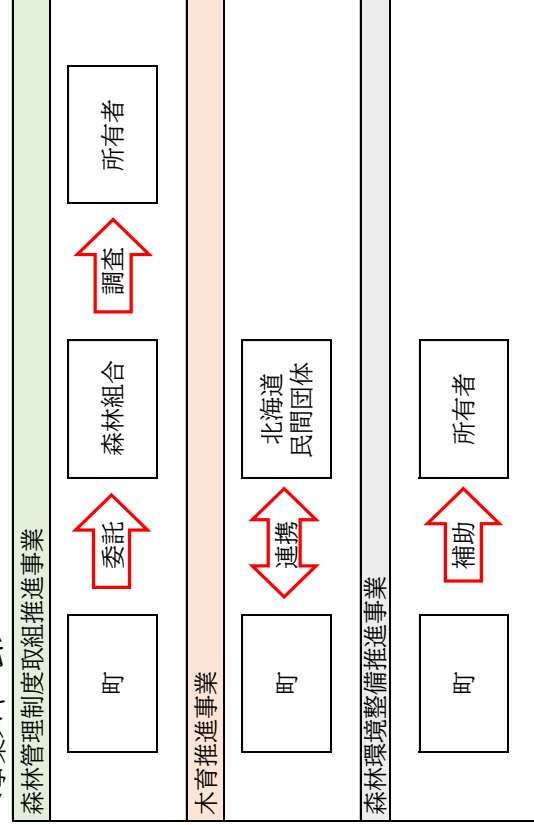
<地域の課題>

- ・森林所有者の高齢化や不在主化が顕在化する中において、手入れ不足などによる人工林が増加傾向。
- ・また、私有林の間伐や植林、路網等の整備に関する資金の確保が困難。
- ・林業に従事する人材の育成や担い手の確保が喫緊の課題。
- ・林業を地域の成長産業に押し上げるための戦略的な取組が必要。

(単位:千円)

森林経営管理制度取組推進事業		予算額
区分		
林政アドバイザー制度運用業務委託		1,650
森林所有者への意向調査委託		880
路網等基礎調査委託		1,300
計		3,830
木育推進事業		予算額
区分		
森林環境教育の推進		1,020
地場産材の活用の検討		
計		1,020
森林環境整備推進事業		予算額
区分		
私有林の整備促進		1,000
計		1,000

<事業スキーム>



■基礎データ

区分	江差町
① 令和元年度譲与額	2,754千円
② 私有林人工林面積 (※1)	1,284.39ha
③ 林野率 (※2)	75.4%
④ 人口 (※3)	8,248人
⑤ 林業就業者数 (※4)	11人

※1:「森林資源現況調査(林野庁H29.3.31現在)」

※2:「2015農林業センサス」より、※3:「H27国勢調査」より

## 前浜漁業の生産性の向上に関する主な施策一覧

&lt;産業振興課&gt;

(単位:千円)

事業名	予算額	内容等
資源の回復		
ひやま地域ニシン復興対策事業	2,106	檜山管内水産振興対策協議会が取り組む稚魚100万尾放流に対する関係6町負担金(江差町166,000尾)
サケ種苗生産施設運営補助	1,200	サケ種苗生産施設(乙部町)の運営主体であるひやま漁業協同組合に対し、関係5町で運営費を支援(定額補助)
サケ海中飼育推進事業	666	ひやま漁業協同組合が取り組むサケ稚魚海中飼育・放流事業に対する補助(補助率1/3)
檜山サケ海中二次飼育施設整備事業	900	ひやま漁業協同組合が取り組むサケ海中飼育施設の施設整備に係る経費について関係5町で支援(定額補助) 高密度飼育となっている状況があることから、健苗放流を目的に各町1基を整備
資源の増大		
ナマコ栽培漁業推進事業	1,950	江差ナマコ協議会が取り組む簡易種苗生産・放流事業に対する補助(補助率3/4)
檜山ナマコ栽培漁業定着事業	5,000	檜山管内水産振興対策協議会が取り組む稚ナマコ100万粒放流に対する関係6町負担金(江差町166,700粒)
ウニ栽培漁業推進事業	1,650	江差磯廻り団体が新たに取り組むエゾバフンウニの種苗購入に対する補助(補助率3/4) 200,000粒を3箇所(泊、大淵、愛宕地区)へ放流予定
生産基盤の安定		
漁業経営基盤安定対策事業	4,090	ひやま漁業協同組合の正組合員及び構成団体等で町内に住所を有する者に対し、漁船保険掛金の一部を助成(助成率3/10)
藻場・干潟等保全活動支援事業(藻場保全)	894	水産多面的機能発揮対策事業を活用した漁業者が取り組む藻場の保全活動に対する負担金の拠出
環境・生態系保全活動支援事業	200	上記事業の推進に対する事務費負担(全額道費)
港湾施設(漁港区含む)整備・維持管理		
直轄港湾整備事業	33,000	南漁港区-3.5m物揚場、商港区北岸壁-5m(フェリー岸壁)整備を含む直轄工事負担金
江差港港湾施設定期点検診断委託	8,382	平成25年度の港湾法改正により、5年に1度の点検が義務付けられ、平成28年度から点検を実施 国有港湾施設(全41施設のうち、14施設)の点検を実施する委託料 ※2サイクル目
江差港上架台レール改修事業	3,338	レールの切断及びプレート破損、ボルトのゆるみが発覚し、利用者の船を痛める原因になることから改修
計	63,376	

&lt;注&gt;朱書き事業については、新規事業として予算計上





# 「おためし地域おこし協力隊」事業の概要

<産業振興課>

## <事業の目的>

「江差町の農業・漁業の担い手の確保或いは本町への移住定住を最終ゴールとし、多様な人材が就業できる仕組みづくりのキックオフとして位置づけ、各種の事業を展開。」

## <募集コンセプト>

- 農業・漁業に魅力を感じている方
- 農業・漁業について学んでみたい方
- 農業・漁業の仕事を体験したい方
- 江差町での暮らしを体験したい方

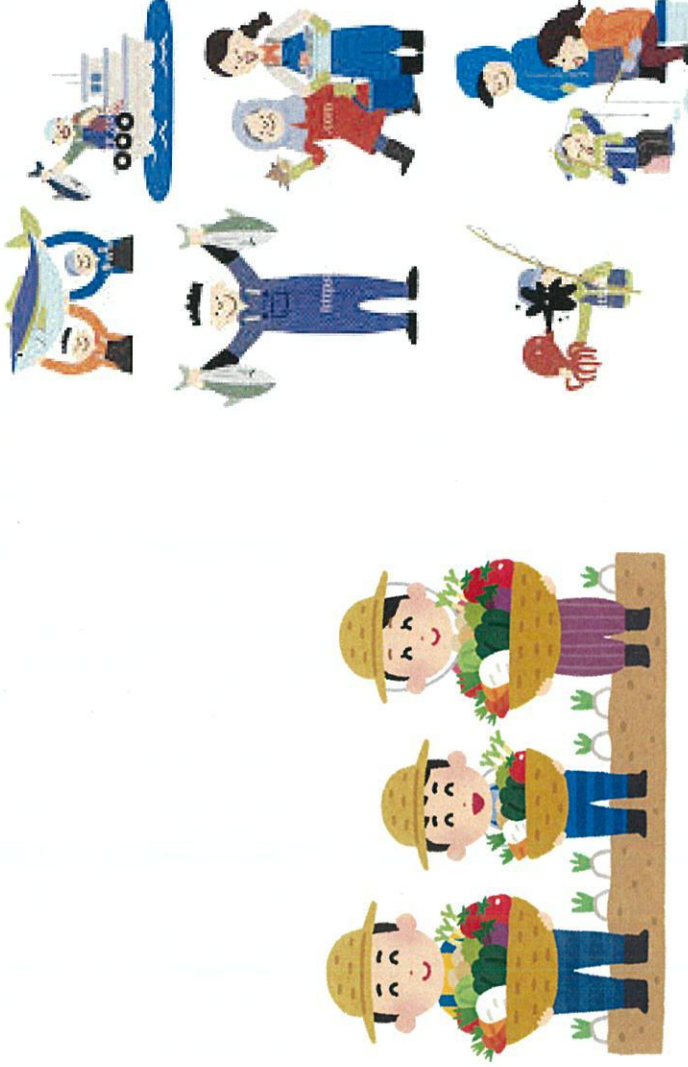
## <予算措置>

おためし漁業体験推進事業(予算額:1,182千円)

おためし農業体験推進事業(予算額:1,082千円)

### 【予算内訳:共通事項】

- 応募者の交通費及び宿泊費の一部助成
- 受入先への謝礼
- その他事務費等



## <お試し地域協力隊制度とは>

- ・地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間、地域活動を体験し受入地域とのマッチングを図ることを目的に平成31年に新たなメニューとして追加されたもの。
- ・住民との交流を含む2泊3日以上での地域協力活動の体験プログラムを実施するもの。」
- ・1団体当たり100万円を上限に特別交付税措置



## 持続可能な商店街づくり事業の概要

〈所管課：産業振興課〉

### ◇事業の背景・趣旨

- ・地域の持続可能な発展のために、商店街を専ら「商店」の街から、地域住民やコミュニティが期待する多様なニーズに応える「生活を支える街」へと捉え直し、既存の商店街というハードストックの利活用の最適化を図る。
- ・商店街は、地域課題解決に向けた現実のコミュニケーションの「場」（拠点）として期待されている。町としても、商店街に地域住民が集い、活動する（「人だまり」をつくる）とともに、日常的に商店街を利用することを促進し、「生活を支える街」としての商店街の賑わいの創出を支援するもの。

### ◇事業の概要

#### （1）スマイル商店街事業（予算額：1,300千円）

##### ①商店街コミュニティ活動交付金

- ～商店街区域における地域食堂、健康づくり活動などのコミュニティ活動への交付金
- 年間を通じた地域食堂、健康づくり活動など

10万円（重点地域15万円）

- その他の活動で特に認める活動

5万円（重点地域10万円）

##### ②空き店舗などを活用したコミュニティ活動の場づくり助成金

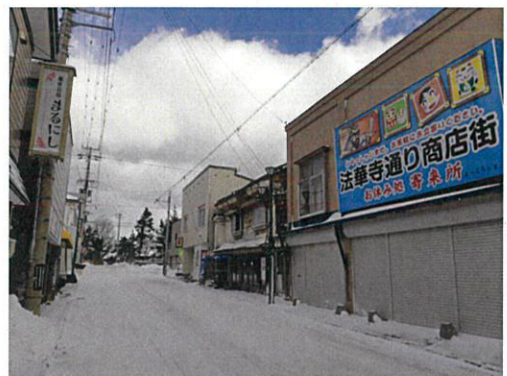
- ～新たにコミュニティ活動を行うための空き店舗等の改修、短期間のコミュニティ活動のための施設借上げなどへの助成金

○助成率：10分の10以内

○助成上限額：30万円（重点地域50万円）



重点地域：愛宕町商店街



重点地域：法華寺通り商店街

#### （2）ウェルカム商店街事業（予算額：1,800千円）

##### ①重点地域（愛宕商店街、法華寺通り商店街）販売促進キャンペーン助成金

- ～商店街の販売促進キャンペーン（特売セール等）の支援

##### ②飲食店応援キャンペーン助成金

- ～飲食店全体の創意工夫による各種キャンペーン（大盛りキャンペーンなど）の支援

#### （3）チャレンジ商店街事業（予算額：300千円）

- ①地域の持続的発展、商店街の活性化に取り組む中核的な人材、中心的な役割を担う組織の育成支援（視察研修、活動の場づくりなど）



## 地域産品営業プロモーション推進事業の概要

〈所管課：産業振興課〉

### ◇事業の目的

- ・「地産地消・外商」をキーワードに地元で生産される農水産物や加工品等について、生産・流通・販売等の一体的つながりによる産業の振興を目指す。

### ◇事業費 3, 825千円

### ◇事業の概要

#### (1) まちなかマルシェ推進・応援消費拡大推進員の配置

- 軽トラ市やまちなかマルシェ等の取組
  - ・町内で生産、漁獲された農水産物などを町内の生産者が軽トラックで持ち寄り販売する「軽トラ市」、町内の店舗などで販売する「まちなかマルシェ」など地産地消の取組を推進。
- 応援消費拡大推進員の配置（1名）
  - ・軽トラ市やまちなかマルシェ事業の推進、地域産品の営業プロモーションの推進、ネット販売用の商品等の企画、調達及びふるさと納税返礼品の掘り起こしなどを担う推進員の配置



(軽トラ市の様子)

#### (2) 地域産品の外商のための取組

- 地域産品のインターネット販売等推進補助
  - ・令和2年度に北海道江差観光みらい機構（ぷらっと江差）が構築し運用しているネット販売用Webサイト運営の継続支援、送料等の負担への支援、Webサイトの認知度を高めるための広告宣伝等の支援。
- 各種催事等への参加等
  - ・地域産品の外商の促進に向けた各種催事等への参加、各種プロモーション活動の推進



(ぷらっと江差WEBショップ)

#### (3) えさし水土里の会への支援

- 「豆漬け」増産対策機器導入補助
  - ・えさし水土里の会で取り組んでいる「豆漬け」製造について、作業の効率化を進め増産を図るため「枝豆もぎとり機」の導入を支援。
- えさし水土里の会活動への各種支援



## 江差1号井温泉用水中モーターポンプ分解点検の概要

<所管課：産業振興課>

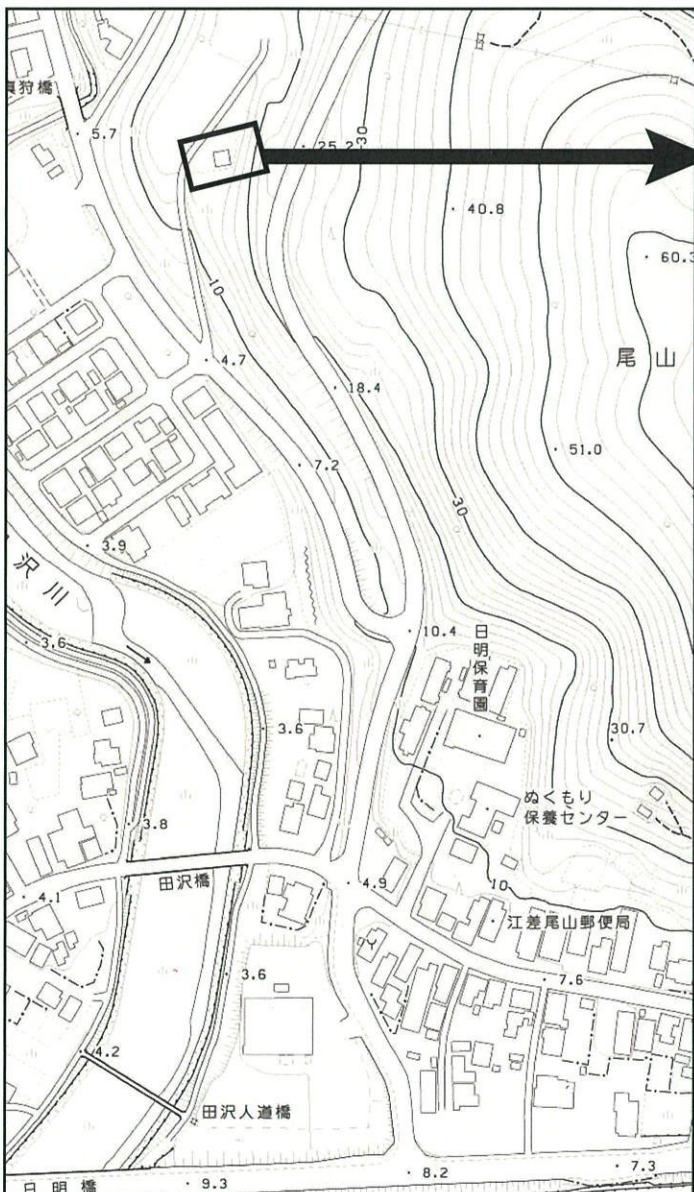
### ○事業概要

江差1号井温泉用水中ポンプのメンテナンス（分解点検）は平成23年度以来実施していない。

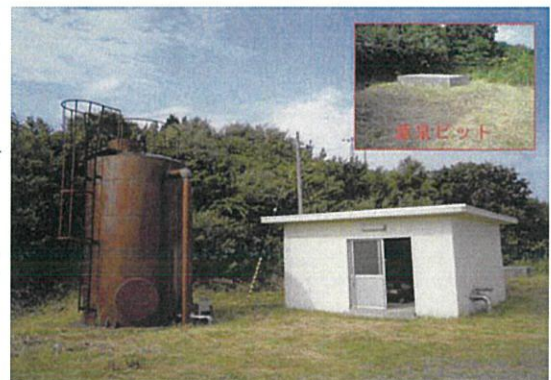
腐食の進行やケーブル類の機能低下などによるポンプの故障を未然に防止し、供給先である各施設への安定供給を図るため、機器等の取替、ポンプの分解点検修理を行うもの。

○事業費 13,490千円

<江差1号井 温泉施設位置図>



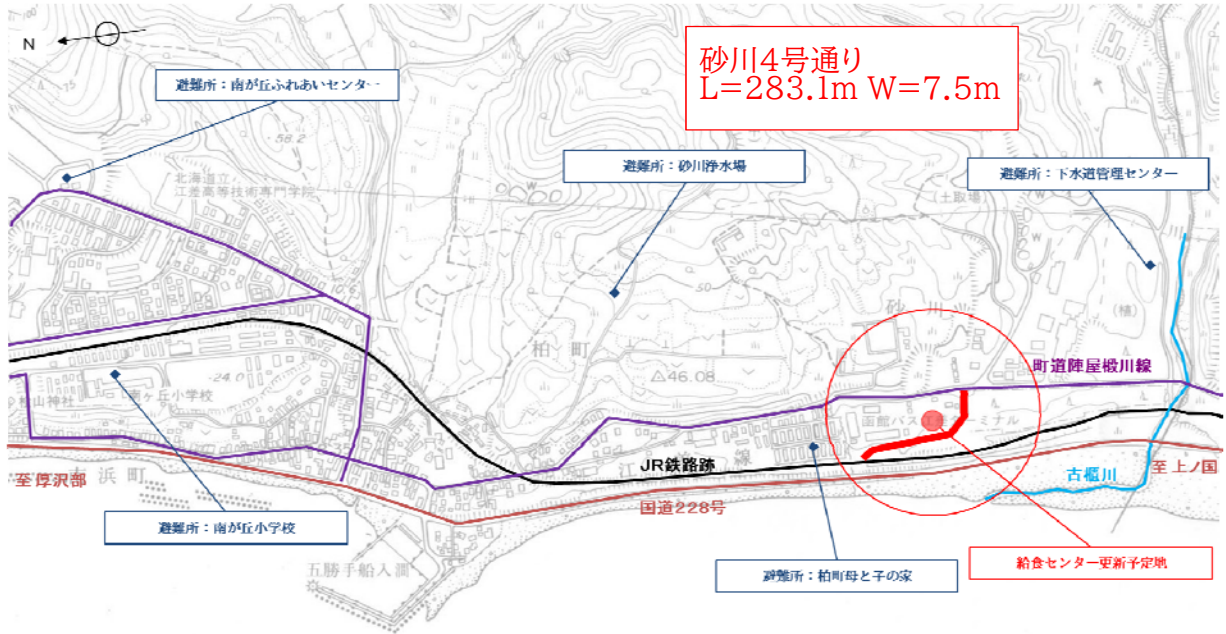
<平成23年度 分解点検修理の状況>



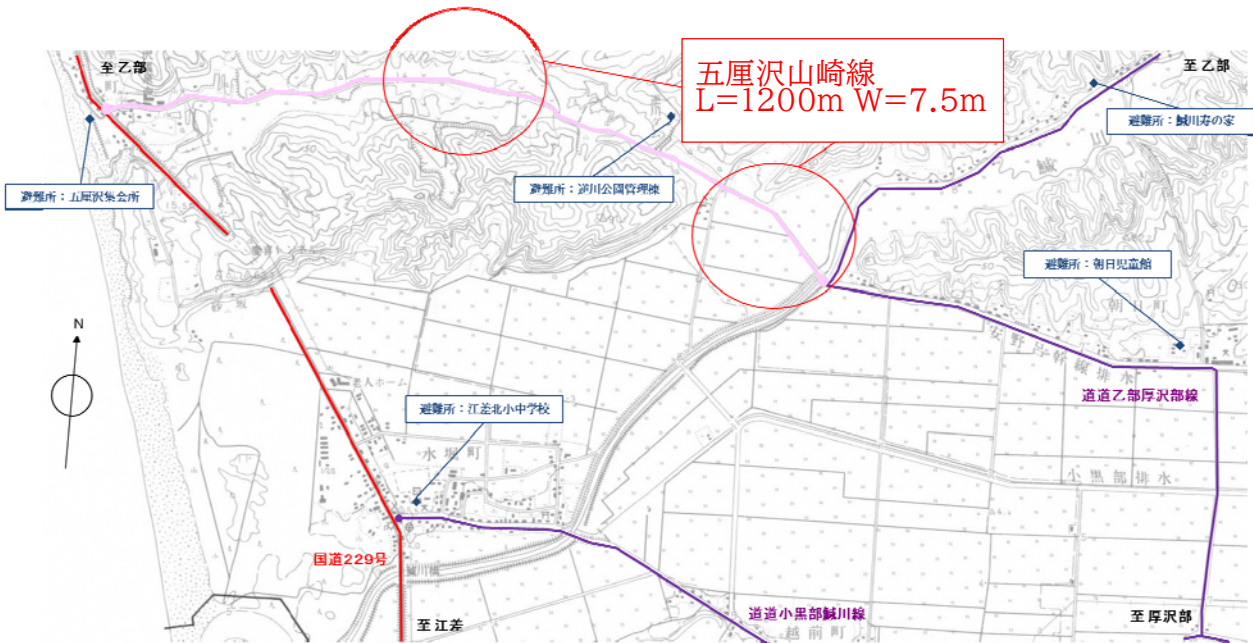


◎道路整備(2路線) 総事業費 C=145,800千円

【砂川4号通り道路改良工事】

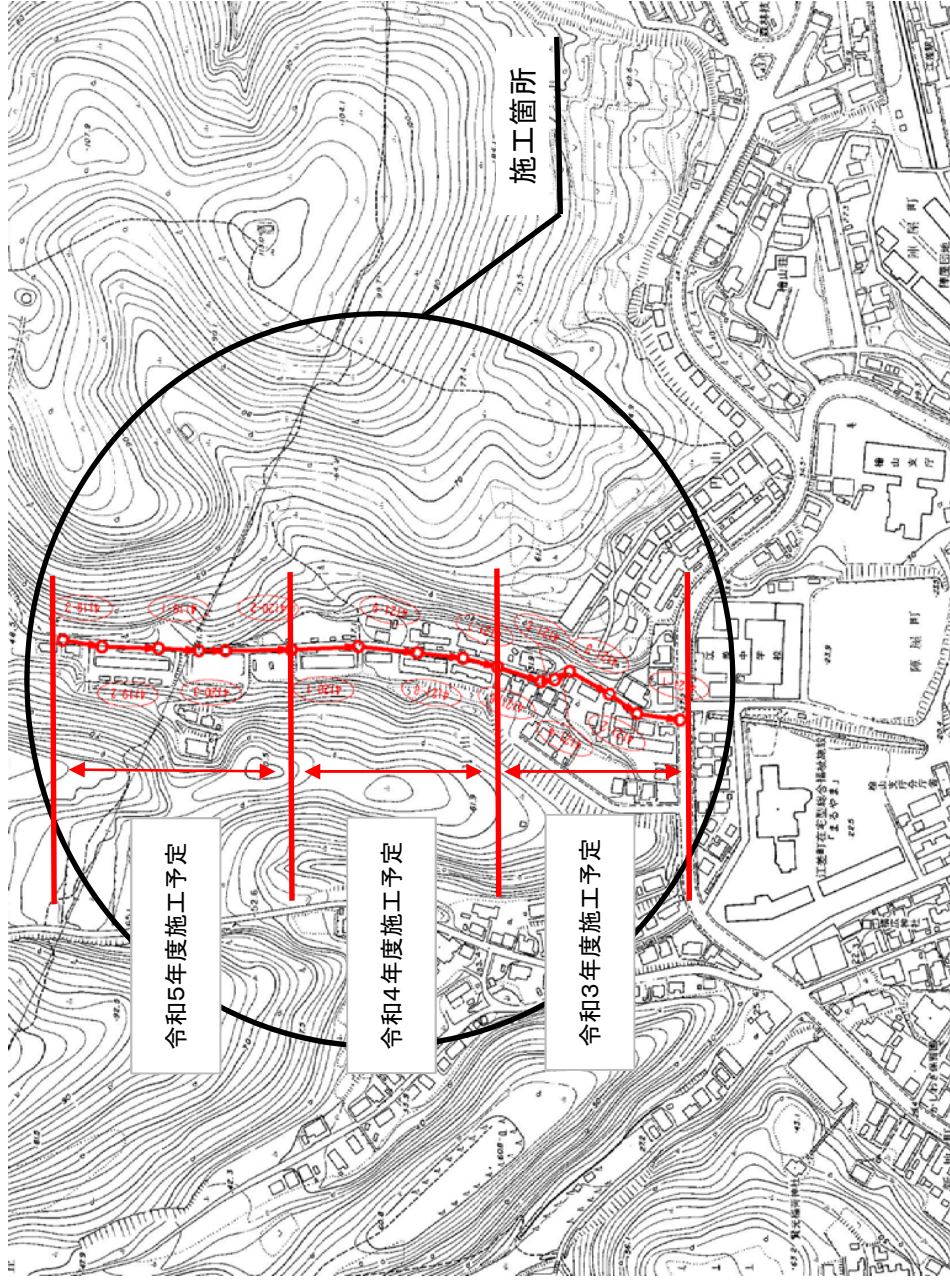


【町道五厘沢山崎線道路改良工事】



「江差4号枝線污水管渠新設工事」及び「ダム系高区配水管老朽管更新工事」並びに「町道円山団地3号通り道路改良工事」

・位置図



【下水道工事】

・工事概要 総事業費 C=32,000千円  
令和3年度 江差4号枝線污水管渠新設工事(円山地区)

L=170m φ150  
管渠新設工

令和3年度～令和5年度計画の内1年目

担当:建設水道課下水道係

【上水道工事】

・工事概要 総事業費 C=7,480千円  
令和3年度ダム系高区配水管老朽管更新工事(円山地区1工区)

L=170m φ100  
配水管布設工・給水接続工

担当:建設水道課上水道係

【道路改良工事】

・工事概要 総事業費 C=33,660千円

令和3年度円山団地3号通り道路改良工事

L=170m W=5.0~6.0m  
撤去工・路盤工・排水工

担当:建設水道課土木管理係

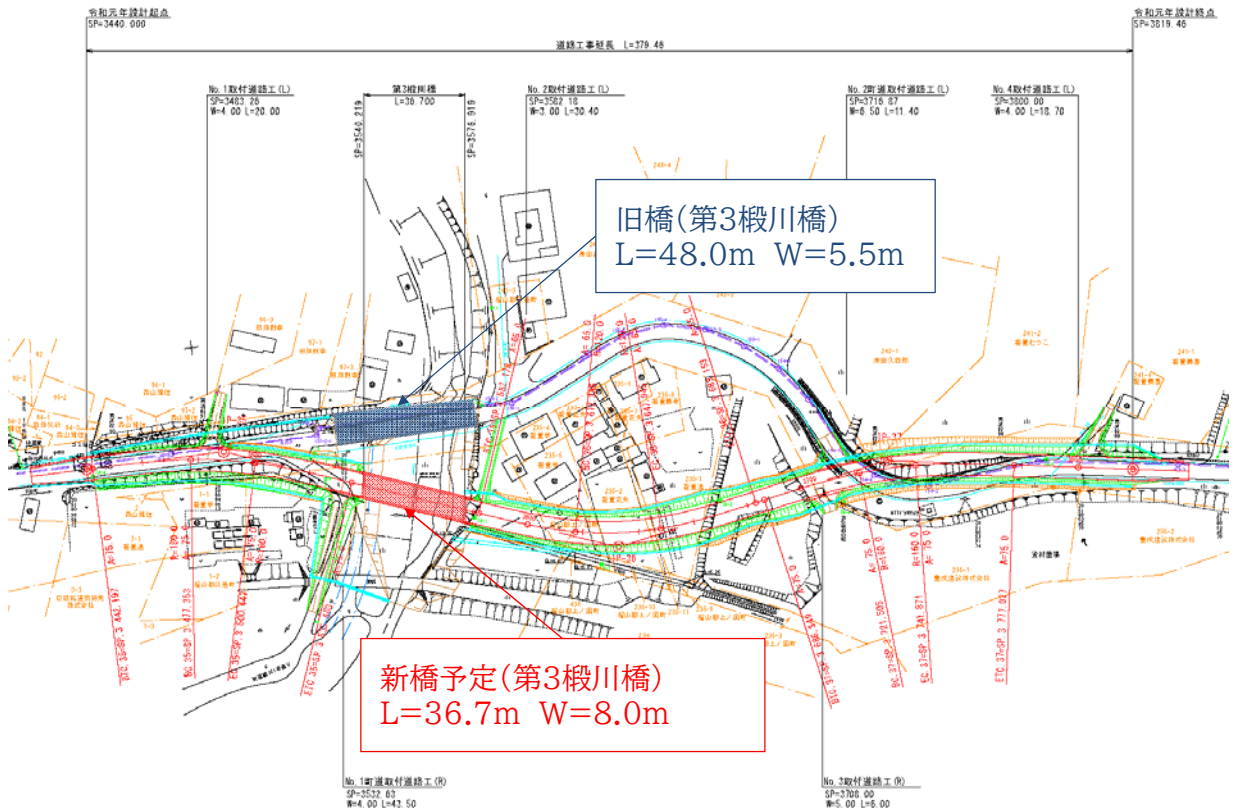


# 江差町管内橋梁長寿命化

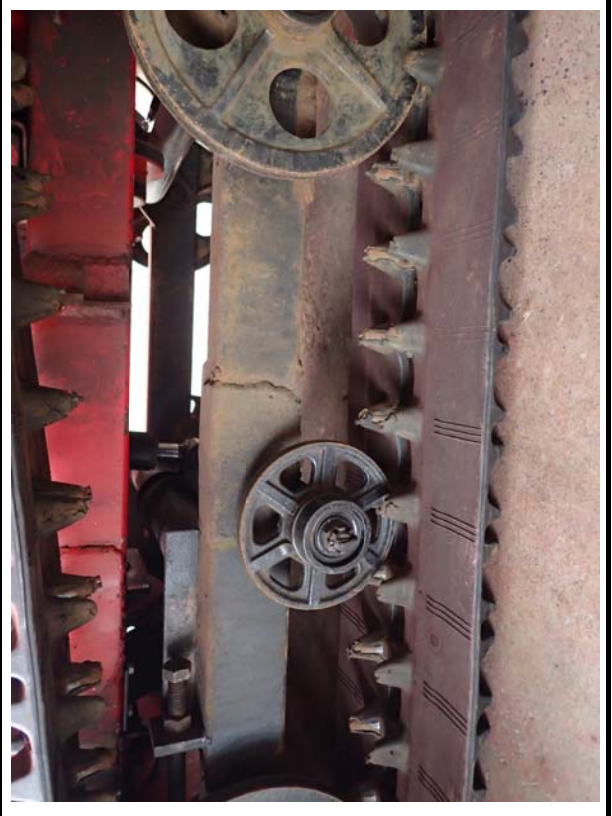
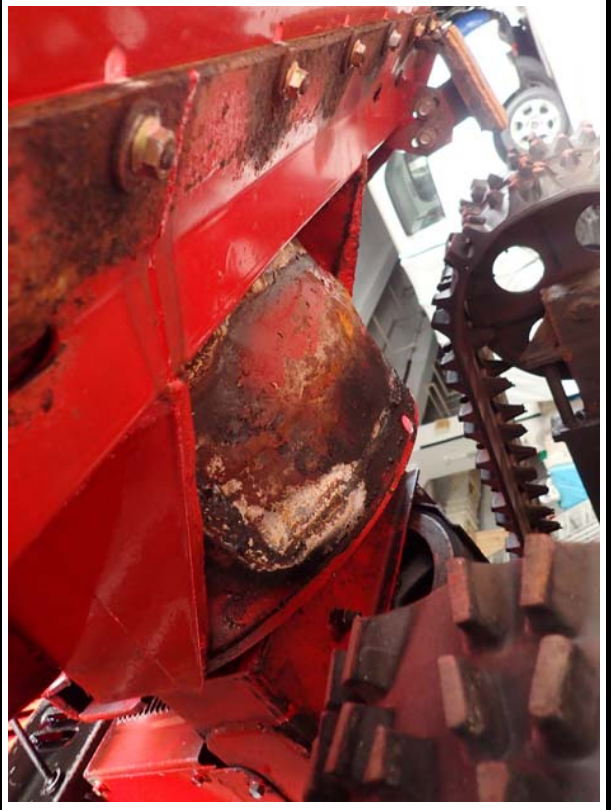
◎橋梁法定点検 35/58橋

◎総事業費 C=224,000千円

◎町道陣屋椴川線第3椴川橋架換工事



機械購入 ©総事業費 C=2,354千円

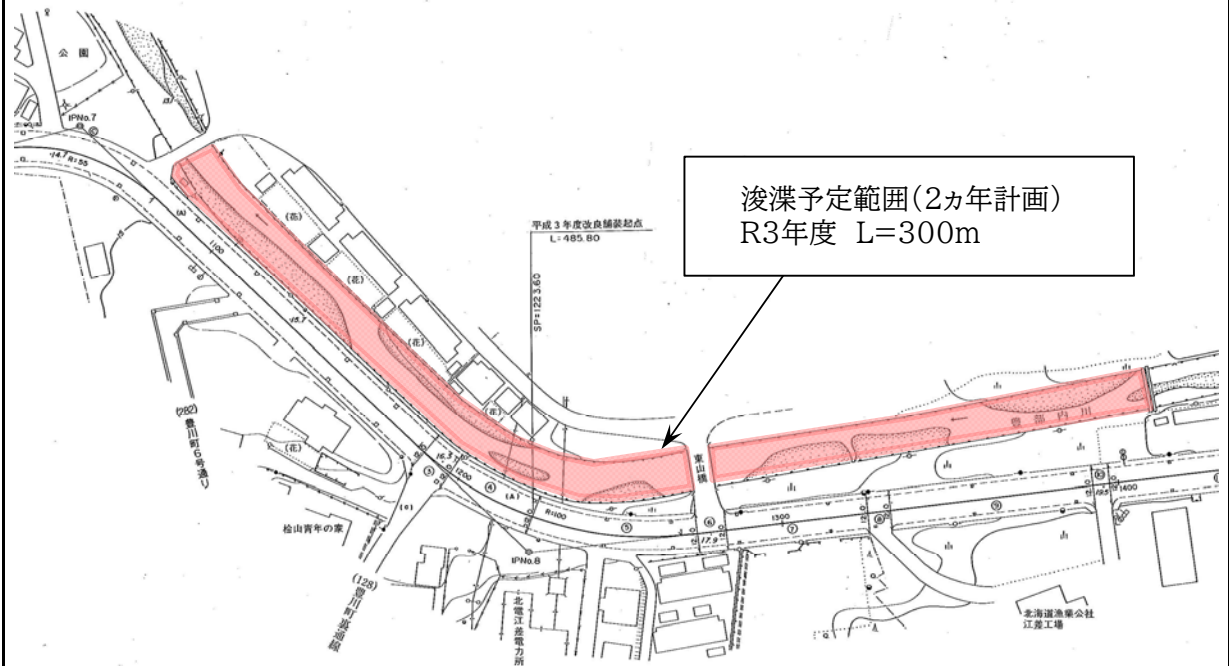


小型ロータリー 排雪機
規格
11-18HST エンジン ガソリンエンジン タイプ



普通河川豊部内川浚渫工事 ◎総事業費 C=12,500千円

◎位置図

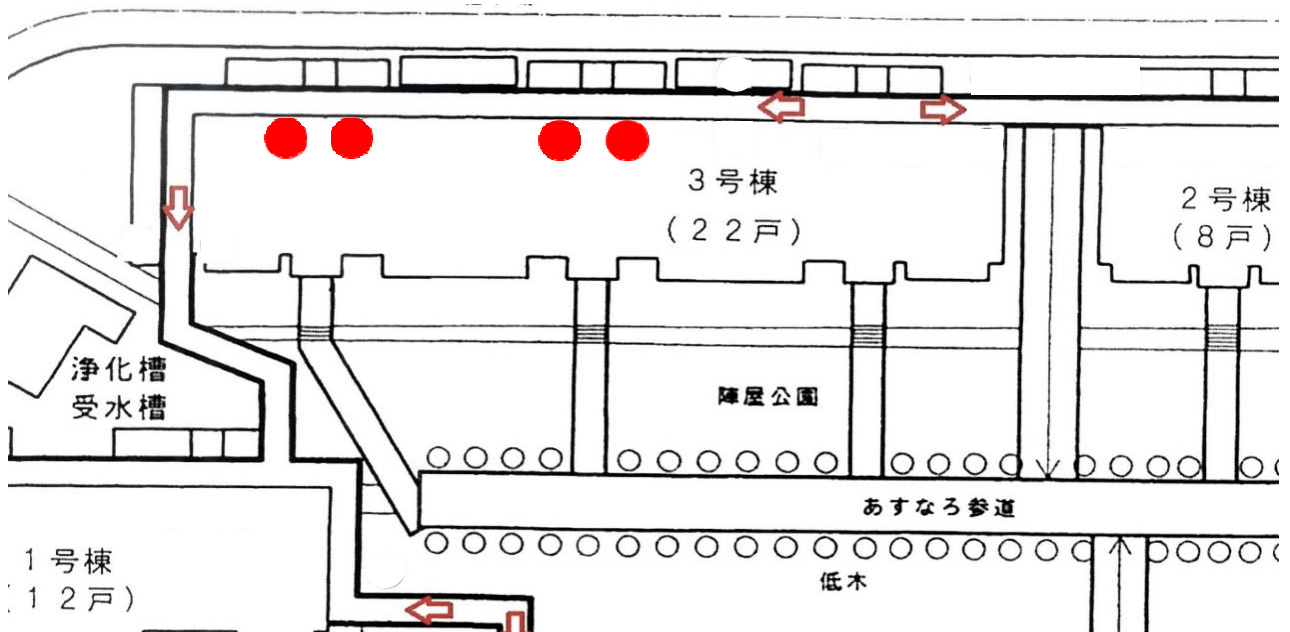


◎現況写真



町営住宅陣屋団地防火設備改修工事概要

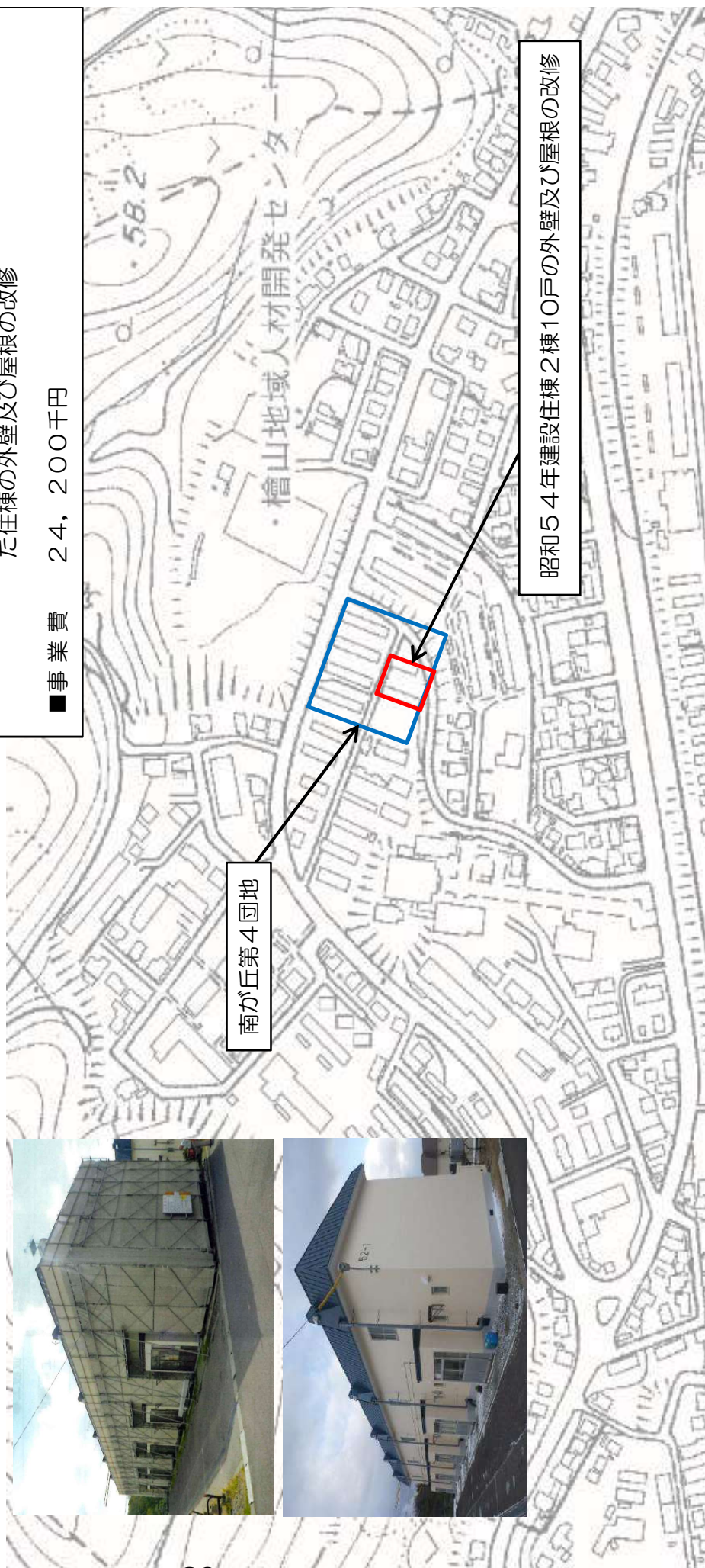
- 改修箇所：陣屋団地3号棟 防火戸2組(4枚) ●
- 施工内容：防火戸の交換及び調整等
- 事業費：3,458千円





町営住宅長寿命化対策（南が丘第4団地外壁他屋根改修工事）概要

- 【外壁他屋根改修工事】
- 改修住棟 南が丘第4団地（昭和54年建設）2棟10戸  
（1棟4戸・1棟6戸）
- 施工内容 前年度に耐力度調査とアスベスト含有調査を実施した住棟の外壁及び屋根の改修
- 事業費 24,200千円

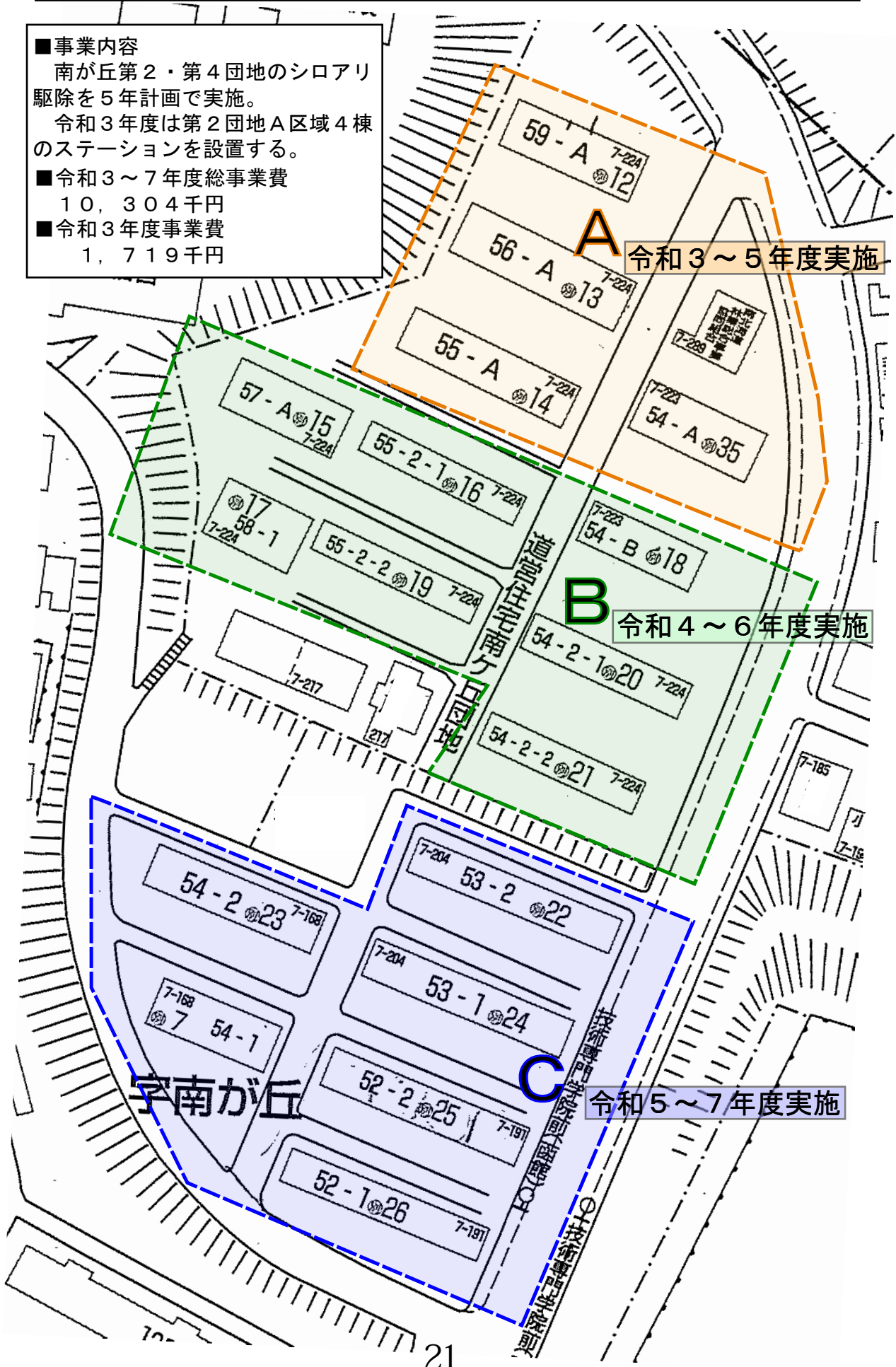


南が丘第4団地

昭和54年建設住棟2棟10戸の外壁及び屋根の改修

# 町営住宅南が丘第2及び第4団地シロアリ駆除業務概要

- 事業内容  
南が丘第2・第4団地のシロアリ駆除を5年計画で実施。  
令和3年度は第2団地A区域4棟のステーションを設置する。
- 令和3～7年度総事業費  
10,304千円
- 令和3年度事業費  
1,719千円





# 令和3年度「災害備蓄品整備事業」概要

事業費 5,000 千円

## 1. 事業の目的

平成30年6月に制定した「江差町災害時備蓄計画（令和2年12月改定）」に基づき、災害時における住民の生活を確保するため食料・飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため防災資機材等を整備するもの。

## 2. 整備内容

- (1) 「災害備蓄品」の整備は「江差町災害時備蓄計画」の期間である平成30年度から5年間で整備していくこととしており、品目・数量を考慮しながら年次的に備蓄の整備を図る。
- (2) 令和2年度から引き続き、感染症対策資機材を中心に整備を進め、非常食や生活必需品等の整備率向上を図る。

### 【令和3年度で整備する主な品目】

- ① ペーパータオル
- ② 折り畳みベッド
- ③ パーテーション（簡易テント式）
- ④ 自動トイレ
- ⑤ 非常食（即席麺等）
- ⑥ トイレットペーパー
- ⑦ 水防用品（手袋等）

## 令和3年度「防災ハザードマップ等作成事業」概要

事業費 4,972 千円

### 1. 事業の目的

自然災害による被害の軽減・防災対策のために、最新の災害リスク想定範囲等を反映した防災ハザードマップ等を作成し、地域住民に周知する。

#### 【反映する最新災害リスク想定範囲等】

- (1) 北海道管理2級3河川（厚沢部川・鯡川・田沢川）の最大浸水想定区域（「1000年に一度の最大規模の大雨」を前提とした浸水想定）。
- (2) 町内普通6河川の計画規模浸水想定区域（「50年～100年に一度の大雨」による浸水想定で、当事業においてシミュレーションを行う）。
- (3) 平成31年度に終了した、北海道による土砂災害警戒区域等基礎調査結果。

### 2. 作成内容

- (1) 防災ハザードマップ A4 冊子 5,000 部  
（津波、洪水（厚沢部川・鯡川・田沢川の最大浸水想定のみ）、土砂災害ハザードマップ）
- (2) 洪水ハザードマップ A1 四つ折り 5,000 部  
（町内普通6河川の計画規模浸水想定、厚沢部川・鯡川・田沢川の最大浸水想定及び計画規模併記）
- (3) 防災ハザードマップ Web 版



## 江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託資料

## 1. 経過・現状

中央監視装置等の監視制御設備、汚泥処理設備において、平成14年度に下水道の供用が始まってから18年経過し、経年劣化による故障の発生もみられる。平成30年度に策定した江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画に基づき機器の更新を実施するもの。

## 2. 委託概要

工事の発注から監督管理、精算報告までの全部を日本下水道事業団へ委託

- ・江差・上ノ国下水道管理センター他の中央監視装置の監視制御装置等の更新
- ・江差・上ノ国下水道管理センターの汚泥処理設備の更新

## 3. 事業費

中央監視装置等の更新

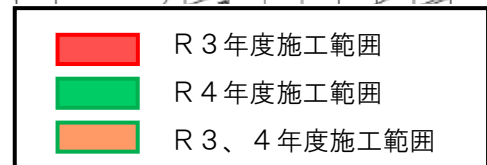
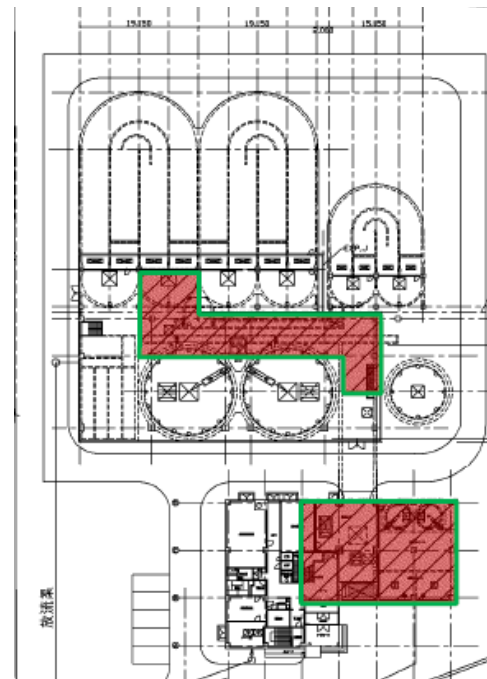
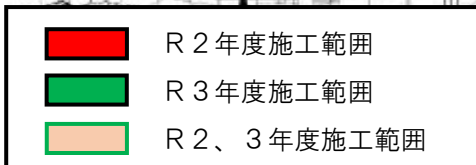
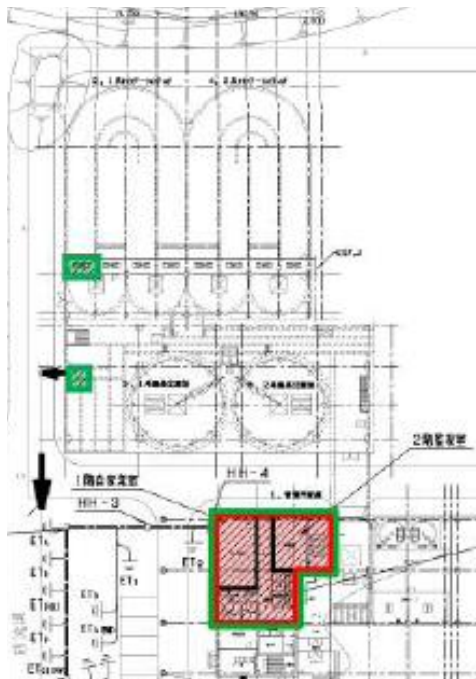
(2か年工事の内2年目)

令和2年度	47,300千円
令和3年度	78,200千円
合計	125,500千円

汚泥処理設備の更新

(2か年工事の内1年目)

令和3年度	26,000千円
令和4年度	172,000千円
合計	198,000千円



重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に<u>医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、受給者証を提示するものとする。</u></p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に<u>被保険者証又は組合員証及び</u>_____ <u>受給者証を提示するものとする。</u></p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	



江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>43,300円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>65,000円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>65,000円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>78,000円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>86,700円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>104,100円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>112,700円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>130,100円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>147,400円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同条の規定にかかわらず、<u>26,000円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>26,0</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>37,500円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>56,200円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>56,200円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>67,500円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>75,000円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>90,000円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>97,500円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>112,500円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>127,500円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同条の規定にかかわらず、<u>22,500円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,500円</u>」とあ</p>

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>0.0円」とあるのは、「<u>43,300円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>26,000円</u>」とあるのは、「<u>60,700円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(普通徴収の特例)</p> <p>第5条 保険料の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)が確定しないため当該年度分の保険料額を確定できない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、当該第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の納期の数で除して得た額(町長が必要と認める場合においては、当該年の範囲内において町長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>るのは、「<u>37,500円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>22,500円</u>」とあるのは、「<u>52,500円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(普通徴収の特例)</p> <p>第5条 保険料の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額</p> <p>_____が確定しないため当該年度分の保険料額を確定できない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、当該第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の納期の数で除して得た額(町長が必要と認める場合においては、当該年の範囲内において町長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p> <p>2 (略)</p>



江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第6条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収の対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免について、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件に満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次号において同じ。)</u>により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負つたこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第6条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収の対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免について、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件に満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)</u>により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負つたこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

## 江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第1節 基本方針等（第4条・第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第8条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第9条—第42条）</p> <p>第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第43条・第44条）</p> <p>第3章 夜間対応型訪問介護</p> <p>第1節 基本方針等（第45条・第46条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第47条・第48条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第49条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第50条—第59条）</p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第59条の2）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第59条の3・第59条の4）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第59条の5）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第59条の6—第59条の20）</p> <p>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第1節 基本方針等（第4条・第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第8条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第9条—第42条）</p> <p>第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第43条・第44条）</p> <p>第3章 夜間対応型訪問介護</p> <p>第1節 基本方針等（第45条・第46条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第47条・第48条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第49条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第50条—第59条）</p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第59条の2）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第59条の3・第59条の4）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第59条の5）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第59条の6—第59条の20）</p> <p>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20</p>



江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>の2・第59条の20の3)</p> <p>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）</p> <p>第4款 運営に関する基準（第59条の27—第59条の38）</p> <p>第4章 認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第60条）</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第61条—第63条）</p> <p>第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第64条—第66条）</p> <p>第3節 運営に関する基準（第67条—第72条）</p> <p>第5章 小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針（第73条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第74条—第76条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第77条・第78条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第79条—第99条）</p>	<p>の2・第59条の20の3)</p> <p>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）</p> <p>第4款 運営に関する基準（第59条の27—第59条の38）</p> <p>第4章 認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第60条）</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第61条—第63条）</p> <p>第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第64条—第66条）</p> <p>第3節 運営に関する基準（第67条—第72条）</p> <p>第5章 小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針（第73条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第74条—第76条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第77条・第78条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第79条—第99条）</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第6章 認知症対応型共同生活介護</p> <p>第1節 基本方針 (第100条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第101条—第103条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第104条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第105条—第119条)</p> <p>第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>第1節 基本方針 (第120条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第121条・第122条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第123条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第124条—第139条)</p> <p>第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第1節 基本方針 (第140条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第141条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第142条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第143条—第167条)</p> <p>第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針 (第168条・第169条)</p> <p>第2款 設備に関する基準 (第170条)</p> <p>第3款 運営に関する基準 (第171条—第179条)</p>	<p>第6章 認知症対応型共同生活介護</p> <p>第1節 基本方針 (第100条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第101条—第103条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第104条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第105条—第119条)</p> <p>第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>第1節 基本方針 (第120条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第121条・第122条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第123条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第124条—第139条)</p> <p>第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第1節 基本方針 (第140条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第141条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第142条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第143条—第167条)</p> <p>第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針 (第168条・第169条)</p> <p>第2款 設備に関する基準 (第170条)</p> <p>第3款 運営に関する基準 (第171条—第179条)</p>



江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針 (第180条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第181条—第183条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第184条・第185条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第186条—第192条)</p> <p><u>第10章 雑則 (第193条)</u></p> <p>附則</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、<u>研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></u></p> <p><u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、<u>法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></u></p> <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針 (第180条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第181条—第183条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第184条・第185条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第186条—第192条)</p> <p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>5 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。第47条第4項第1号及び第141条第12項において同じ。）</p> <p>(2) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。第47条第4項第2号において同じ。）</p> <p>(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。第47条第4項第3号において同じ。）</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第74条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第47条第4項第4号において同じ。）</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第101条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条、第74条第6項、第75条第3項及び第76条において同じ。）</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設（第120条第1項に規定する指定</p>	<p>5 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。第141条第12項において同じ。）</p> <p>(2) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。第141条第12項において同じ。）</p> <p>(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。第141条第12項において同じ。）</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第74条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第141条第12項において同じ。）</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第101条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第141条第12項において同じ。）</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設（第120条第1項に規定する指定</p>



江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>地域密着型特定施設をいう。第47条第4項第6号、第64条第1項、第65条第1項及び第74条第6項において同じ。）</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第140条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第47条第4項第7号、第64条第1項、第65条第1項及び第74条第6項において同じ。）</p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第181条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第47条第4項第8号及び第5章から第8章までにおいて同じ。）</p> <p>(9) ～ (12) (略)</p> <p>6～12 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第31条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 (略)</p>	<p>地域密着型特定施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第74条第6項において同じ。）</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第140条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第74条第6項において同じ。）</p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第181条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。）</p> <p>(9) ～ (12) (略)</p> <p>6～12 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第31条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 (略)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u>  <u>(業務継続の策定等)</u></p> <p>第32条の2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u>                  (衛生管理等)</p>	<p>2～4 (略)                  (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(衛生管理等)</p>



江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u></p> <p>(揭示)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させ</u></p>	<p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(揭示)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>(新設)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>ることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、町の職員（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、町の職員（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）          を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p>



江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第40条の2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーターセンターを設置しない場合は、オペレーターセンター</p>	<p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーターセンターを設置しない場合は、オペレーターセンター</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>一 従業者を置かないことができる。</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター (指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たたる従業者をいう。以下この章において同じ。)</p> <p>として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <hr/> <hr/> <p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たたる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>一 従業者を置かないことができる。</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター (指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たたる従業者をいう。以下この章において同じ。)</p> <p>として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。</p> <p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たたる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならぬ。  <u>ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</u></p> <p>4 <u>指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</u></p> <p><u>(1) 指定短期入所生活介護事業所</u></p> <p><u>(2) 指定短期入所療養介護事業所</u></p> <p><u>(3) 指定特定施設</u></p> <p><u>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p><u>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所</u></p> <p><u>(6) 指定地域密着型特定施設</u></p> <p><u>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設</u></p> <p><u>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p><u>(9) 指定介護老人福祉施設</u></p> <p><u>(10) 介護老人保健施設</u></p> <p><u>(11) 指定介護療養型医療施設</u></p> <p><u>(12) 介護医療院</u></p>	<p>2 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>



江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>5 <u>随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u></p> <p>6 <u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</u></p> <p>7 <u>前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第56条 (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によつて定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、<u>当該他の指定訪問介護事業所等の従業者</u>に行わせることができる。</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては</p> <p>_____、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、<u>複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の</u></p>	<p>第56条 (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によつて定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>随時訪問サービスについては</u> _____、<u>他の指定訪問介護事業所との連携</u> _____を<del>図ることにより</del>当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、<u>_____</u> <u>当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等</u>に行わせることができる。</p> <p>3 前項 _____ の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合</u>（第32条第2項ただし書の規定により当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者が<u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき町長に認められている場合に</u>限る。）であつて、<u>利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービス</u></p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超越したものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第57条 (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9</p>	<p>の事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる。</p> <p>_____ ことができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第57条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(準用)</p> <p>第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条_____から第38条まで、第40条及び第41条_____の規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条</p>



江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第55条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第19条、第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーター従業者（オペレーターを設置しない場合は、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「指定夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) (略)</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第59条の13 (略)</p>	<p>第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第55条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」と、同項、第19条、第33条第1項及び第34条</p> <hr/> <p>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーター従業者（オペレーターを設置しない場合は、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「指定夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) (略)</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第59条の13 (略)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第59条の15 (略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第59条の16 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第59条の15 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第59条の16 (略)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員（当該指定地域密着型通所介護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活</p>	<p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員（当該指定地域密着型通所介護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会</p>



江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場  <u>合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意          を得なければならない。</u>（以下この項において「運営推進会議」と          いう。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活          動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推          進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5（略）          （準用）</p> <p>第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、          第20条、第22条、<u>第32条の2、第34条から第38</u>  <u>条まで、第40条の2、第41条及び第53条の規定は、指定地域密</u>  <u>着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第</u>  <u>1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第5</u>  <u>9条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項並</u>  <u>びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介</u>  <u>護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替え</u>  <u>るものとする。</u>          （準用）</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条          まで、第20条、第22条、<u>第32条の2、第34条から</u></p>	<p>（以下この項において「運営推進会議」と          いう。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活          動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推          進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5（略）          （準用）</p> <p>第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、          第20条、第22条、第28条、<u>第34条から第38</u>  <u>条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密</u>  <u>着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第</u>  <u>1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第5</u>  <u>9条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条におい</u>  <u>て同じ。）」と、同項及び第34条</u>  <u>中「定期巡回・随時対応型訪問介</u>  <u>護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替える</u>  <u>ものとする。</u>          （準用）</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条          まで、第20条、第22条、第28条、<u>第34条から</u></p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第38条まで、<u>第40条の2</u>、<u>第41条</u>、<u>第53条</u>、<u>第59条の2</u>、<u>第59条の4</u>及び<u>第59条の5</u>第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。<u>第34条第1項において同じ。</u>）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たたる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。））」と、<u>第32条の2</u>第2項、<u>第34条第1項並びに第40条の2</u>第1号及び<u>第3号</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者」と、<u>第59条の5</u>第4項中「前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供するとき」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスの提供する場合」と、<u>第59条の9</u>第4号、<u>第59条の10</u>第5項、<u>第59条の13</u>第3項及び<u>第4項並びに第59条の16</u>第2項第1号及び<u>第3号</u>中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、<u>第59条の19</u>第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」</p>	<p>第38条まで、<u>第41条</u>、<u>第53条</u>、<u>第59条の2</u>、<u>第59条の4</u>及び<u>第59条の5</u>第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。<u>第34条</u>において<u>同じ。</u>）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たたる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。））」と、<u>第34条</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者」と、<u>第59条の5</u>第4項中「前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供するとき」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスの提供する場合」と、<u>第59条の9</u>第4号、<u>第59条の10</u>第5項及び<u>第59条の13</u>第3項 <u>第3号</u>中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、<u>第59条の19</u>第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会 <u>(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。)</u> (次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、<u>第28条の2、第32条の2、</u>第34条から第</p>	<p>と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会 <u>(次項において「委員会」という。)</u>を設置しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第34条から第</u></p>



江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>38条まで、<u>第40条の2</u>、<u>第41条</u>、<u>第59条の7</u>（<u>第3項第2号</u>を除く。）、<u>第59条の8</u>及び<u>第59条の13</u>から<u>第59条の18</u>までの規定は、<u>指定療養通所介護</u>の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項</u>、<u>第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号</u>中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者</u>」とあるのは「<u>療養通所介護従事者</u>」と、<u>第34条第1項</u>中「<u>運営規程</u>」とあるのは「<u>第59条の34</u>に規定する重要事項に関する規程」と、<u>第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号</u>中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>療養通所介護従業者</u>」と、<u>第59条の17第1項</u>中「<u>地域密着型通所介護</u>について知見を有する者」とあるのは「<u>療養通所介護</u>について知見を有する者」と、「<u>6月</u>」とあるのは「<u>12月</u>」と、<u>同条第3項</u>中「<u>当たつては</u>」とあるのは「<u>当たつては、利用者の状態に応じて</u>」と、<u>第59条の18第4項</u>中「<u>第59条の5第4項</u>」とあるのは「<u>第59条の26第4項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p><u>第64条</u> 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例<u>第71条第1項</u>に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（<u>第66</u></p>	<p>38条まで、<u>第41条</u>、<u>第59条の7</u>（<u>第3項第2号</u>を除く。）、<u>第59条の8</u>及び<u>第59条の13</u>から<u>第59条の18</u>までの規定は、<u>指定療養通所介護</u>の事業について準用する。この場合において、<u>第34条</u></p> <hr/> <p>中「<u>運営規程</u>」とあるのは「<u>第59条の34</u>に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同条</u>中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあり、及び<u>第59条の13第3項</u>中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>療養通所介護従業者</u>」と、<u>第59条の17第1項</u>中「<u>地域密着型通所介護</u>について知見を有する者」とあるのは「<u>療養通所介護</u>について知見を有する者」と、「<u>6月</u>」とあるのは「<u>12月</u>」と、<u>同条第3項</u>中「<u>当たつては</u>」とあるのは「<u>当たつては、利用者の状態に応じて</u>」と、<u>第59条の18第4項</u>中「<u>第59条の5第4項</u>」とあるのは「<u>第59条の26第4項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p><u>第64条</u> 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例<u>第71条第1項</u>に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>条第1項において「<u>本体事業所等</u>」という。)の利用者、入居者又は入所者ともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第101条、第121条若しくは第141条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第69条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略) (利用定員等) 第65条 (略)</p>	<p>の利用者、入居者又は入所者ともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第101条、第121条若しくは第141条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第69条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略) (利用定員等) 第65条 (略)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）<u>、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）</u>、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）<u>、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）</u>若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（<u>第74条第7項、第101条第9項及び第181条第8項</u>において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業ごととに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内に<u>あ</u>る他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする<u>ほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にあるほかの本体事業所等の職務に従事することがで</u></p>	<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）<u>、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）</u>、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）<u>、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）</u>若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（<u>第74条第7項</u>及び第181条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業ごととに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内に<u>あ</u>る他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする</p>



江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>きるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(1.1) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第72条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第70条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのはとあり、並びに第59条の1.3第3項及び第4項並びに第59条の1.6第2項第1号及び第3号</p>	<p>_____。</p> <p>2 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(1.0) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第72条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、_____第34条から第38条まで、_____第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第70条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において_____同じ。）」と、同項及び第34条_____中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは、「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」である。</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>7～13 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第75条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。））、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規</p>	<p>と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>7～13 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第75条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。））、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>                     模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第183条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第102条第3項、第103条及び第183条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に町長が定める研修を修了しているものでなければならぬ。                      （心身の状況等の把握）                      第79条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、介護支援専門員（第74条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第85条において同じ。）が開催するサービス担当会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話措置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。                 </p>	<p>                     模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第183条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第102条第2項、第103条及び第183条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に町長が定める研修を修了しているものでなければならぬ。                      （心身の状況等の把握）                      第79条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、介護支援専門員（第74条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第85条において同じ。）が開催するサービス担当会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議                 </p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(運営規程)</p> <p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第93条 (略)</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であつて、町が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（町が次期の介護保険事業計画を作成するに当たつて、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあつては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</u></p>	<p>(運営規程)</p> <p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第93条 (略)</p> <p>(新設)</p>



江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第99条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第92条に規定する重要事項に関する規程をいう。<u>第34条第1項において同じ。</u>）」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第101条 指定認知症対応型共同生活介護の事業者を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごと</p>	<p>(準用)</p> <p>第99条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第34条から第38条まで、第40条、第41条</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第92条に規定する重要事項に関する規程をいう。<u>第34条において同じ。</u>）」と、<u>同項及び第34条</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、<u>第59条の13第3項</u>中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第101条 指定認知症対応型共同生活介護の事業者を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごと</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>に置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たるとる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活居住ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たるとる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活居住の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第104条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活居住の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活居住が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であ</p>	<p>に置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たるとる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活居住ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たるとる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活居住の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第104条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>つて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、<u>夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができ</u>る。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、当該計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができ</u>るものとする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 <u>第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定</u></p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u> <u>_____</u> ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、当該計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該共同生活住居 _____</u> における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6～8 (略) (新設)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>認知症対応型共同生活介護事業所であつて当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、<u>介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に町長が定める研修を修了している者を置くことができる。</u></p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすこと</u>をもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第102条 (略)</p> <p><u>2</u> 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、<u>サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもつて充てることができる。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすこと</u>をもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第102条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> (略)</p>



江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第104条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）とする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2～7（略） （指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）</p> <p>第108条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らの提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次の掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善</p>	<p>第104条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は又は2</p> <hr/> <p>症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</p> <p>2～7（略） （指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）</p> <p>第108条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らの提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>を図らなければならない。</p> <p>(1) <u>外部の者による評価</u></p> <p>(2) <u>第119条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価</u> (管理者による管理)</p> <p>第112条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め ておかななければならない。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>を図らなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第112条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス</p> <hr/> <p>、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め ておかななければならない。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第114条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第114条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>4 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(準用)</p> <p>第119条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第91条、第94条及び第96条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場</u></p>	<p>(準用)</p> <p>第119条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条</u>、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第91条、第94条及び第96条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第113条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項第3.2条の2第2項、第3.4条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の1第1第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の1第6第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護事業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の1第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第91条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第94条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第128条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の</p>	<p>合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第113条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」と、同項及び第3.4条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の1第1第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の1第6第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護事業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の1第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第91条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第94条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第128条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の</p>



江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第135条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第136条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならず。その際、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、<u>全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。</u></p>	<p>従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第135条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第136条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならず。</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第139条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第91条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型特定施設従業者</u>」と、第34条第1項中「<u>運営規程</u>」とあるのは「第135条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型特定施設従業者</u>」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護</u>」について知見を有する者」とあるのは「<u>地域密着型特定施設入居者生活介護</u>」について知見を有する者」と、「6月」</p>	<p>(新設)</p> <p>(準用)</p> <p>第139条 第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第91条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中</u></p> <hr/> <p><u>「運営規程」とあるのは「第135条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と</u></p> <hr/> <p><u>「地域密着型通所介護」について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」</u></p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>とあるのは「2月」と、第99条中「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」 とあるのは「<u>地域密着型特定施設従業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第141条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</u></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上</p> <p>(5) ・ (6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、</p>	<p>とあるのは「2月」と _____ 読み替えるものとする。</p> <p>第141条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) <u>栄養士</u> _____ 1以上</p> <p>(5) ・ (6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第168条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項にお</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>4～7 (略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、</p>	<p>4～7 (略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士</p>



江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>(4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員</p> <p>9～12 (略)</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所 (指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 (略)</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第147条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>(4) 介護医療院 栄養士 又は介護支援専門員</p> <p>9～12 (略)</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所 (指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 (略)</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第147条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成)</p> <p>第148条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成)</p> <p>第148条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議</p> <hr/> <p>をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>7～12 (略)</p> <p><u>(栄養管理)</u></p> <p>第153条の2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p><u>(口腔衛生の管理)</u></p> <p>第153条の3 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第158条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第159条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、指定地域密着型</u></p>	<p>7～12 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第158条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第159条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第161条（略）</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1） 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>（新設）</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第161条（略）</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1） 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>



江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第165条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業員に対する研修を定期的にを行うこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第167条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第165条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的にを行うこと。</p> <p>(新設)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第167条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>て準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第158条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と</u>、<u>第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第170条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必</p>	<p>て準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第158条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」と、<u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第170条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>(ウ) 一の居室の床面積は、<u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>a <u>及びb 削除</u></p> <p>(エ) <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(ア) 共同生活室は、<u>いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</u></p>	<p>要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下としなければならぬ。</u></p> <p>(ウ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。</p> <p>a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>b <u>ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</u></p> <p>(エ) <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(ア) 共同生活室は、<u>いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</u></p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当設けること。</p> <p>(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当設けること。</p> <p>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第172条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当設けること。</p> <p>(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当設けること。</p> <p>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第172条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>



江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等</u>を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第176条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) ～ (8) (略)</p> <p>(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第177条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>ユ</u>ニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、<u>准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。</u>）</p>	<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第176条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) ～ (8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第177条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第179条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第143条から第145条まで、第148条、第151条、第153条から第157条まで及び第161条から第166条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第176条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(準用)</p> <p>第179条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第34条、第36条、第38条、</u><u>第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第143条から第145条まで、第148条、第151条、第153条から第157条まで及び第161条から第166条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第176条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において</u>同じ。）<u>」と、</u></p> <p>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「<u>要介護認定</u>」と、<u>第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第157条中「第148条」とあるのは「第179条において準用する第148条」と、同条第5号中「第147条第5項」とあるのは「第172条第7項」と、同条第6号中「第167条」とあるのは「第179条」と、同条第7号中「第165条第3項」とあるのは「第179条において準用する第165条第3項」と、第166条第2項第2号中「第145条第2項」とあるのは「第179条において準用する第145条第2項」と、同項第3号中「第147条第5項」とあるのは「第172条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第179条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第179条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第192条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の</p>	<p>中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「<u>要介護認定</u>」と、<u>第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第157条中「第148条」とあるのは「第179条において準用する第148条」と、同条第5号中「第147条第5項」とあるのは「第172条第7項」と、同条第6号中「第167条」とあるのは「第179条」と、同条第7号中「第165条第3項」とあるのは「第179条において準用する第165条第3項」と、第166条第2項第2号中「第145条第2項」とあるのは「第179条において準用する第145条第2項」と、同項第3号中「第147条第5項」とあるのは「第172条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第179条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第179条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第192条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第34条から第38条まで、第40条、第41条</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の1</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>17、第79条から第82条まで、第85条から第87条まで、第89条、第90条、第92条から第96条まで及び第97条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第192条において準用する第92条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の1第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の1第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第79条中「第74条第12項」とあるのは「第181条第13項」と、第81条及び第89条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第97条中「第84条第6項」とあるのは「第181条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>7、第79条から第82条まで、第85条から第87条まで、第89条、第90条、第92条から第96条まで及び第97条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第192条において準用する第92条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」と、同項及び第34条</p> <p>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の1第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の1第3項</p> <p>中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第79条中「第74条第12項」とあるのは「第181条第13項」と、第81条及び第89条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第97条中「第84条第6項」とあるのは「第181条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(電磁的記録等)</p> <p><u>第193条</u> <u>指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第72条、第99条、第119条、第139条、第167条、第179条及び前条において準用する場合を含む。）、第106条第1項、第126条第1項及び第145条第1項（第179条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）</u></p>	



江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>により行うことができる。</u></p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>第6条 平成17年改正法附則第10条第3項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設（以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であつて、基準省令施行日の前日において指定介護老人福祉施設<small>の人員、設備及び運営に関する基準（平成11厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）</small>附則第4条第1項の規定の適用を受けていたものに係る第142条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「1人」とあるのは「原則として4人」と、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するもの）とされた健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第12条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第6条 平成17年改正法附則第10条第3項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設（以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であつて、基準省令施行日の前日において指定介護老人福祉施設<small>基準</small></p> <hr/> <p><small>附則第4条第1項の規定の適用を受けていたものに係る第142条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「1人」とあるのは「原則として4人」と、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。</small></p> <p>2 (略)</p> <p>第10条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するもの）とされた健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第12条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第142条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>第11条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第142条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかにか適合するものとする。</p>	<p>は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第142条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>第11条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第142条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかにか適合するものとする。</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>第12条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の利用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第142条第1項第8号及び第170条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1. 2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、</p> <p>1. 6メートル以上とする。</p> <p>第12条の2 第121条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の利用に供することをいう。次条において同じ。）を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設さ</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>第12条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の利用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第142条第1項第8号及び第170条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1. 2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、</p> <p>1. 6メートル以上とする。</p> <p>第12条の2 第121条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の利用に供することをいう。次条において同じ。）を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設さ</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>れる指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第12条の3 第123条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>	<p>れる指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第12条の3 第123条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(虐待の防止に係る経過措置) 第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の地域密着型サービス基準条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第40条の2(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第72条、第99条、第119条、第139条、第167条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス基準条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第37条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例(以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。)第3条第5項及び第28条の2(これらの規定を新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)並びに第4条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第3条第5項及び第29条の2(これらの規定を新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用について</p>	<p>附 則 (新設)</p>



江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>ては、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、<u>新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合を含む。）</u>、<u>第59条の34、第70条、第92条（新地域密着型サービス基準条例第192条において準用する場合を含む。）</u>、<u>第113条、第135条、第158条及び第176条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条、新指定介護予防支援等基準条例第19条（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第20条（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「<u>虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）とする。</u>」とする。</u></p> <p>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</p> <p><u>第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第72条、第99条、第119条、第139条、第167条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。）</u>、<u>新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及</u></p>	

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>び第8.6条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第2.0条の2（新指定介護予防支援等基準条例第3.4条において準用する場合を含む。）及び新指定居宅介護支援等基準条例第2.1条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第3.2条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</u></p> <p><u>（指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）</u></p> <p><u>第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第3.3条第3項（新地域密着型サービス基準条例第5.9条において準用する場合を含む。）及び第5.9条の1.6第2項（新地域密着型サービス基準条例第5.9条の2.0の3、第5.9条の3.8、第7.2条、第9.9条、第1.1.9条、第1.3.9条及び第1.9.2条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第3.1条第2項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第6.5条及び第8.6条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第2.1条の2（新指定介護予防支援等基準条例第3.4条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第2.3条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第3.2条において準用する場合を含む。）の規定の</u></p>	

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)</u></p> <p><u>第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第59条の13第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第72条、第99条及び第192条において準用する場合を含む。)、第114条第3項、第136条第4項、第159条第3項及び第177条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条において準用する場合を含む。)及び第82条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>(栄養管理に係る経過措置)</u></p> <p><u>第6条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第153条の2(新地域密着型サービス基準条例第179条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第153条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>(口腔衛生の管理に係る経過措置)</u></p>	

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第7条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第153条の3(新地域密着型サービス基準条例第179条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第153条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)</p> <p>第8条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第161条第2項第3号(新地域密着型サービス基準条例第179条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めるものとする。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)</p> <p>第9条 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第165条第1項(新地域密着型サービス基準条例第179条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう</p>	

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>努めなければ」とする。</u></p> <p><u>(ユニットの定員に係る経過措置)</u></p> <p><u>第10条 施行日から当分の間、新地域密着型サービス基準条例第170条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第141条第1項第3号ア及び第177条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>第11条 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であつて、第1条の規定による改正前の地域密着型サービス基準条例第170条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。</u></p>	



【別記1】

改正後

<p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、<u>指定介護老人福祉施設</u>、<u>指定介護療養型医療施設</u>（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>
<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

改正前

<p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、<u>指定介護療養型医療施設</u>（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>
<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、<u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>、<u>指定介護老人福祉施設</u>又は<u>介護老人保健施設</u></p>	<p>看護師又は准看護師</p>

